

平成17年第4回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																				
◎予算 (12件) 総務局	平成17年度三重県一般会計補正予算(第6号) 平成17年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号) 平成17年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 平成17年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第1号) 平成17年度三重県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) 平成17年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) 平成17年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) 平成17年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号) 平成17年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) 平成17年度三重県工業用下水道事業会計補正予算(第3号) 平成17年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) 平成17年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>12件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 57件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p>	予 算	12件	}	議案 57件	条 例	16件	その他議案	29件	報 告	17件	認 定	1件	提 出	1件			計	74件		
予 算	12件	}	議案 57件																			
条 例	16件																					
その他議案	29件																					
報 告	17件																					
認 定	1件																					
提 出	1件																					
計	74件																					

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (16件) 総務局	三重県部制条例の一部を改正する条例案	<p>地方分権、市町村の合併の進展など県を取り巻く環境の変化を踏まえ、県の政策が効果的に展開できる組織体制とするため、部の改廃など所要の改正を行うものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合企画局、総務局及び地域振興部を廃止し、政策部及び総務部を設置する。 ・防災危機管理局の名称を「防災危機管理部」に改める。
地域振興部	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて改正を行うものである。 (平成18年1月1日、同月10日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津市の設置に伴い、次の事務を津市が処理することとする事務とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 租税特別措置法に基づく事務 (2) 化製場等に関する法律に基づく事務 (3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務 (4) 農地法に基づく事務 (5) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく事務 (6) 三重県屋外広告物条例に基づく事務 ・津市の設置に伴い、安濃町及び美杉村が処理することとされている農地法第4条第1項の規定に基づく農地の転用の許可(同条第2項第1号ロ(1)及び同項第2号に係るもので、同一の事業の目的に供するため2ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。)等の事務に係る規定を削除する。 ・多気郡多気町の設置に伴い、三重県屋外広告物条例に基づく事務を同郡多気町が処理することとする事務とする。 ・多気郡大台町の設置に伴い、三重県屋外広告物条例に基づく事務を同郡大台町が処理することとする事務とする。 ・南牟婁郡紀宝町の設置に伴い、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務を処理することとする市町村から鶴殿村を除く。 ・南牟婁郡紀宝町の設置に伴い、三重県屋外広告物条例に基づく事務を同郡紀宝町が処理することとする事務とする。

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成17年10月14日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、一般職の職員の給料月額、扶養手当及び初任給調整手当の額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。</p> <p>(公布の日の属する月の翌月の初日(一部平成18年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与に関する条例の改正関係 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給料表を改定する。 ・配偶者に係る扶養手当の月額を引き下げ、配偶者以外の扶養親族のうち3人目からの扶養親族に係る扶養手当の月額を引き上げる。 ・初任給調整手当の月額を引き下げる。 ・大学の学長の期末手当の支給割合を改正する。 ・勤勉手当の支給割合を改正する。 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正関係 <ul style="list-style-type: none"> ・任期付研究員及び任期付職員の給料表を改定する。 ・期末手当の支給割合を改正する。
	現業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を 改正する条例案	<p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。</p> <p>(公布の日の属する月の翌月の初日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現業職員の給料表を改定する。

区 分	件 名	概 要
地域振興部	三重県地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例案	<p>三重県地域交通体系整備基金について効率的な運用を図るため、所要の改正を行うものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県地域交通体系整備基金の積立て及び処分についての規定を整備する。
生活部	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>旅券法の一部改正に伴い、手数料についての規定を整備するものである。 (旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般旅券の再発給(10年・5年・限定)手数料を廃止する。
	三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法の一部改正に伴い、三重県交通安全研修センターの管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定めるとともに、指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。 (平成18年9月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県交通安全研修センターの管理を指定管理者に行わせる。 ・指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める。

区 分	件 名	概 要
農水商工部	三重県中央卸売市場条例の一部を改正する条例案	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (平成18年3月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場外にある物品の卸売の禁止についての規定を整備する。
教育委員会	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成17年10月14日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員の給料月額及び扶養手当の額の改定並びに勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日(一部平成18年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給料表を改定する。 ・配偶者に係る扶養手当の月額を引き下げ、配偶者以外の扶養親族のうち3人目からの扶養親族に係る扶養手当の月額を引き上げる。 ・勤勉手当の支給割合を改正する。
	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>公立学校職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現業職員の給料表を改定する。

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため三重県立度会高等学校、同南島高等学校及び同南勢高等学校を廃止するとともに、時代の変化に対応した高等学校に改革することにかんがみ三重県立四日市北高等学校に通信制課程を設置し、その名称を変更するものである。</p> <p>(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県立度会高等学校、同南島高等学校及び同南勢高等学校を廃止する。 ・三重県立四日市北高等学校に通信制課程を設置し、その名称を三重県立北星高等学校に改める。
健康福祉部	三重県立看護大学条例の一部を改正する条例案	<p>国及び他の都道府県の看護系大学の授業料の額との均衡を考慮して、三重県立看護大学の授業料の額を改定するものである。</p> <p>(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料の額を改める。
警察本部	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案	<p>市町村の合併の進展にかんがみ、警察署の名称、位置及び管轄区域について改正を行うものである。</p> <p>(平成18年1月1日、同月10日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県久居警察署の名称を三重県津南警察署に改め、同警察署の位置を改める。 ・三重県鵜殿警察署の名称を三重県紀宝警察署に改め、同警察署の位置及び管轄区域を改める。 ・三重県熊野警察署の管轄区域を改める。

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	<p>市町村の合併の進展にかんがみ、店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等についての規定を整備するものである。 (平成18年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域についての規定を整備する。 ・店舗型性風俗特殊営業等の広告等制限地域についての規定を整備する。
)その他議案 (29件) 総務局	当せん金付証券の発売について	<p>公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額等必要な事項を定める。</p> <p>○発売総額 平成18年度 154億円以内</p>
県土整備部	工事請負契約について	<p>中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)安濃幹線(第3工区)管渠工事</p> <p>○場 所 津市観音寺町地内～栄町地内</p> <p>○契約金額 954,450,000 円</p>
	工事請負契約について	<p>中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)松阪浄化センター水処理施設2系1,2池(土木・建築)建設工事</p> <p>○場 所 松阪市高須町地内</p> <p>○契約金額 1,438,500,000 円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第5工区）管渠工事</p> <p>○場 所 伊勢市西豊浜町地内～磯町地内</p> <p>○契約金額 1,050,000,000 円</p>
総務局	工事請負契約について	<p>三重県熊野庁舎耐震化及びバリアフリー改修工事</p> <p>○場所 熊野市井戸町371</p> <p>○契約金額 1,344,000,000 円</p>
県土整備部	工事請負契約の変更について	<p>中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）安濃幹線（第2工区）管渠工事</p> <p>○場 所 津市江戸橋1丁目地内～栄町2丁目地内</p> <p>○契約金額 変更前 1,032,150,000 円 変更後 1,021,304,550 円</p>
	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第1工区）管渠工事</p> <p>○場 所 伊勢市馬瀬町地内～大湊町地内</p> <p>○契約金額 変更前 1,307,250,000 円 変更後 1,296,003,450 円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道（宮川処理区）外宮幹線（第3工区）管渠工事</p> <p>○場 所 伊勢市吹上2丁目地内～岩渕1丁目地内</p> <p>○契約金額 変更前 781,295,550 円 変更後 766,357,200 円</p>
防災危機管理局	工事請負契約の変更について	<p>三重県防災通信ネットワーク整備工事</p> <p>○場所 三重県内全域</p> <p>○契約金額 変更前 6,499,500,000 円 変更後 6,237,198,400 円</p>
総務局	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について</p> <p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成17年10月1日で事務受託をする団体） 南伊勢町</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成17年10月11日で事務受託をする団体） 紀北町</p>

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成17年11月1日で事務受託をする団体） 伊勢市</p>
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成17年11月1日で事務受託をする団体） 熊野市</p>
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。</p> <p>（平成17年12月31日で事務受託を廃止する団体） 津市 久居市 河芸町 芸濃町 美里村 安濃町 香良洲町 一志町 白山町 美杉村 多気町 勢和村 津地区広域行政事務組合 一志社会福祉施設組合 津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合 津市ほか4箇町村衛生施設利用組合 安芸美地区清掃処理施設利用組合 久居地区広域衛生施設組合 久居地区広域消防組合 中勢農業共済事務組合 久居市ほか六箇町村競艇事業組合 一志地区広域連合</p>

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。</p> <p>（平成18年1月9日で事務受託を廃止する団体）</p> <p>大台町 宮川村 紀宝町 鶯殿村 紀宝町鶯殿村水道企業団 紀宝町鶯殿村中学校組合</p>
健康福祉部	みえこどもの城の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 みえこどもの城（以下「こどもの城」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、こどもの城の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 松阪市立野町1291番地 名 称 財団法人 三重こどもわかもの育成財団 理事長 竹林 武一</p> <p>3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>
	三重県母子福祉センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県母子福祉センター（以下「センター」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 津市桜橋2丁目131番地 名 称 財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会 会 長 山口 ふさ</p> <p>3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県身体障害者総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、総合福祉センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 津市一身田大古曾670番地2 名 称 社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長 丸山 浩司</p> <p>3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>
	三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県視覚障害者支援センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県視覚障害者支援センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 津市桜橋2丁目130番地 名 称 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会 会 長 西 克彌</p> <p>3 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。</p>
県土整備部	津ヨットハーバーの区域内の港湾施設の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 津ヨットハーバーの区域内の港湾施設（以下「指定管理施設」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、指定管理施設の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 津市大字津興港中道北官370番地 名 称 財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター 理事長 近藤 康雄</p> <p>3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案理由 熊野灘臨海公園（以下「公園」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。 2 指定管理者 所在地 北牟婁郡紀北町海山区相賀 495 番地 8 名 称 紀北町 町 長 奥山 始郎 3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
	三重県流域下水道施設（終末処理場及びポンプ場）の指定管理者の指定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案理由 三重県流域下水道（終末処理場及びポンプ場）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県流域下水道の管理を行う指定管理者を指定するものである。 2 指定管理者 所在地 三重郡川越町大字亀崎新田 80 番地の 2 名 称 財団法人 三重県下水道公社 理事長 田中 植 3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案理由 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、県営住宅の管理を行う指定管理者を指定するものである。 2 指定管理者 所在地 津市栄町 1 丁目 891 番地 名 称 三重県住宅供給公社 理事長 時田 勝弘 3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

区 分	件 名	概 要
教育委員会	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（以下「スポーツガーデン」という）及び三重県営総合競技場（以下「総合競技場」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、スポーツガーデン及び総合競技場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 鈴鹿市御菌町 1669 番地 名 称 財団法人三重県体育協会 理事長 谷口 繁</p> <p>3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。</p>
農水商工部	三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県営サンアリーナの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、サンアリーナの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 伊勢市宇治今在家町 24 番地 名 称 株式会社スコルチャ三重 代表取締役 濱田 典保</p> <p>3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県営松阪野球場（以下「野球場」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、野球場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 松阪市殿町 1340 番地 1 名 称 松阪市 代表者 市長 下村 猛</p> <p>3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。</p>
	三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県営ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、射撃場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 津市大門 10 番 1 号 名 称 三重県ライフル射撃協会 代表者 河野 肇</p> <p>3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。</p>
	三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県立鈴鹿青少年センター（以下「青少年センター」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、青少年センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 鈴鹿市御菌町 1669 番地 名 称 財団法人三重県体育協会 理事長 谷口 繁</p> <p>3 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。</p>

区 分	件 名	概 要
地域振興部	三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 三重県立ゆめドームうえのの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立ゆめドームうえのの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>2 指定管理者 所在地 伊賀市上野丸之内116番地 名 称 伊賀市 代表者 伊賀市長 今岡 睦之</p> <p>3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。</p>
◎報告 (17件) 県土整備部	専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年8月4日津市大字垂水地内の道路において発生した津地方県民局保健福祉部に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 307,691円
農水商工部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年8月16日松阪市川井町地内のショッピングセンター駐車場において発生した松阪地方県民局農政商工部に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 201,432円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年8月1日志摩市磯部町迫間地内の国道167号において発生した南勢志摩県民局志摩建設部(総務・管理・建築室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 508,500円

区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成17年5月14日津市羽所町地内の歩道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 256,590円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成17年6月25日員弁郡東員町城山一丁目地内の町道において発生したいなべ警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 189,000円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成17年6月30日松阪市南町地内の駐車場において発生した少年課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 120,435円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成17年7月7日尾鷲市栄町地内の駐車場において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 90,699円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年7月13日伊勢市中須町地内の市道において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 (1) 損害賠償額 647,660円(車両) (2) 損害賠償額 13,230円(塀)
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年7月18日津市大谷町地内の市道において発生した捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 240,134円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年7月27日いなべ市員弁町石仏地内の駐車場において発生したいなべ警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 75,621円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年7月30日松阪市大石町地内の市道において発生した松阪警察署に係る第一種原動機付自転車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 89,812円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年8月11日四日市市青葉町地内の県道四日市鈴鹿環状線において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 9,623円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年8月12日三重郡菰野町大字永井地内の県道四日市菰野大安線において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 163,307円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年8月18日兵庫県尼崎市長洲二丁目地内の県道尼崎停車場において発生した科学捜査研究所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 116,990円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成17年7月8日度会郡大紀町永会地内の県道南島大宮大台線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 16,251円

区 分	件 名	概 要
警察本部 企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>1 県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 (1) 三重県警察情報システム 基幹ネットワーク ・本部ネットワーク機器の賃貸借契約 (1) 基幹ネットワーク (2) 本部ネットワーク</p> <p>【契約金額】 73,401,300円</p> <p>【契約名称】 (2) 三重県警察放置駐車違反管理システム・放置 駐車違反処理システム機器の賃貸借契約</p> <p>【契約金額】 51,030,000円</p> <p>2 地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事 又は製造の請負の変更契約</p> <p>【契約名称】 三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵施設築造工事</p> <p>【場 所】 桑名市多度町力尾地内</p> <p>【契約金額】 変更前667,905,000円 変更後791,745,150円</p>